平成２５年（フ）第１９５号
茨城県ひたちなか市大字東石川3086番地５　コーポ城203号
破産者　石崎　光雄
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
埼玉県入間市東藤沢７丁目10番13号
破産者　菅野　恒雄
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９３号
埼玉県ふじみ野市大井909番地10、破産開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市大井934番地４
破産者　島崎　　巖
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４０号
埼玉県川越市大字天沼新田268番地６　メゾン岸田Ａ―103号室
破産者　山崎　弘信
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県川越市大字吉田616番地41
破産者　田郷　敬恵（旧姓安達）
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６９号
埼玉県川越市大字的場1389番地３　シャングリラ廣203号室
破産者　佐藤　正義
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５１号
神奈川県厚木市飯山1640番地22、前住所神奈川県厚木市旭町２丁目10番６号
破産者　金子　賢一
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５６号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目２番９―202号　グレース・ワン
破産者　臺　　晴行
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２号
長野県佐久市印内152番地１、住民票上の住所神奈川県鎌倉市西御門二丁目８番２号　大倉第一コーポ101
破産者　小林宇一郎
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１０８号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野885―３　２階１号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地４
破産者　木村　博文
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
静岡市清水区蒲原中408番地
破産者　磯部　成範
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３１号
静岡市清水区北矢部851番地の１　グループホームえいむの杜、住民票上の住所静岡市清水区江尻町12番16号
破産者　山梨　清松
成年後見人　朝倉　　保
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５０号
静岡市清水区石川24―１　エトワール205、住民票上の住所静岡市葵区長沼３丁目８番14―Ａ105号
破産者　松永　珠美
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣1242番地
破産者　小松屋こと　鈴木龍一郎
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
静岡県浜松市北区細江町中川6266番地の１　雇用促進２―103号
破産者　野末　光一
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
静岡県浜松市西区湖東町1484番地の139
破産者　美和　　展
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０２９号
名古屋市南区立脇町５丁目22番地の３
破産者　渡邊　　学
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４２４号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘Ｔ―Ａ棟201号
破産者　伊藤　健志
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部